

平成23年4月28日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付で、再審査請求人に対してした、障害基礎年金を支給しないとした処分は、これを取り消す。

理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、主文と同旨の裁決を求めるとのことである。

第2 再審査請求の経過

1 請求人は、中等度精神遅滞(交通事故による脳外傷)(以下「当該傷病」という。)により障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、厚生労働大臣に対し、いわゆる事後重症による請求として障害基礎年金の裁定を請求(以下「本件裁定請求」という。)した。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付で、請求人に対し、「障害の原因となった傷病(中等度精神遅滞・交通事故による脳外傷)が、昭和〇年〇月の故意の不法行為により障害を生じさせたものであるため。(国年法第69条)」との理由により、障害基礎年金を支給しない旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、〇〇厚生局社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

不服の理由は、当該傷病の直接の原因となった事故は、請求人が中学校〇年生(〇歳)であった昭和〇年〇月〇日、請求人が母親所有の原動機付自転車を無免許運転中に、自宅から約〇kmの地点で何らかの事故に巻き込まれ、道路脇の溝に転落した交通事故(以下「本件交通事故」という。)であるが、保険者は、本件交通事故が無免許運転中の事故であることをもって、「故意に障害又はその直接の原因となった事故を生じさせた者の

当該障害については、これを支給事由とする障害基礎年金は、支給しない。」とする国民年金法(以下「国年法」という。)第69条の規定に該当するとして原処分をしたが、故意とは、一定の結果を発生させることを意図し、又はその発生すべきことを認識ないし予見し、かつ容認しながら行動する主観的状况をいうものと一般的に解されているところ、本件については、請求人が、「中等度精神遅滞という結果を生ずべきことを意図し、又はその発生すべきことを認識ないし予見し、かつ容認しながらあえてその行為をした」との評価ができないことはいうまでもなく、本件交通事故は、請求人による単なる過失によって引き起こされたものにすぎないから、請求人に、本件交通事故を生ぜしめることに故意が認定されたとした原処分は、国年法第69条の解釈及び適用を誤ったものというほかない、ということであると解される。

4 審理期日において保険者の代理人は、本件交通事故が発生した当時に施行されていた道路交通法第118条において、法令の規定による運転の免許を受けないで運転し、又は操縦することができないとされている車両等を当該免許を受けないで(法令の規定により当該免許の効力が停止されている場合を含む。)運転した者は、6月以下の懲役または罰金に処する旨規定されているから、請求人が無免許運転中に発生した本件交通事故は、国年法第70条に規定する「故意の犯罪行為」によって生じたものに該当し、本件交通事故が直接の原因となった当該傷病については、障害基礎年金を支給することができないとして、原処分の理由を差し替える旨、及び請求人の当該傷病による本件裁定請求当時の障害の状態(以下「本件障害の状態」という。)は国民年金法施行令(以下「国年令」という。)別表に掲げる障害等級2級に該当する程度の障害の状態である旨陳述した。

第3 問題点

1 疾病にかかり、又は負傷し、かつ、そ

の初診日（疾病にかかり、又は負傷し、かつ、その疾病又は負傷及びこれらに起因する疾病（以下「傷病」という。）について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日をいう。以下「初診日」という。）において20歳未満であった者が、障害認定日（初診日から起算して1年6月を経過した日（その期間内にその傷病が治った場合においては、その治った日（その症状が固定し治療の効果が期待できない状態になった日を含む。））をいう。以下「障害認定日」という。）以後に20歳に達したときは20歳に達した日後において、障害認定日が20歳に達した日後であるときはその障害認定日後において、その傷病により、65歳に達する日の前日までの間に、国年令別表に掲げる障害等級1級又は2級に該当する程度の障害の状態に該当するに至ったときは、その者は、その期間内に障害基礎年金の請求をすることができる、とされている（国年法第30条の4第2項参照）。

- 2 本件の場合、当該傷病に係る初診日は、請求人がa病院を受診した昭和○年○月○日であって、当時請求人が○歳であったこと、及び当該傷病の原因が本件交通事故であることについては本件資料から明らかであり、当事者間に争いはないものと認められるから、本件の問題点は、本件交通事故が請求人の故意の犯罪行為によって生じたものであると認めることができるかどうかであり、そして、それを認めることができない場合、本件障害の状態が、国年令別表に定める程度に該当すると認められるかどうかである。（なお、本件障害の状態が障害等級2級に該当する程度であるとする限度においては、当事者間に争いが無い。）

第4 審査資料

「(略)」

第5 当審査会の判断

- 1 当該傷病の原因となった本件交通事故が請求人の故意の犯罪行為によって生じたものといえるかどうかについて検討するに、本件事故が請求人の故意の犯罪行

為によって生じたものと認めることはできない。その理由は、以下のとおりである。

- (1) 刑法第41条は、「14歳に満たない者の行為は、罰しない。」と規定して、刑事未成年者を処罰対象から除外している。そして、少年法第3条第1項が家庭裁判所の審判に付すべき少年として、犯罪少年（罪を犯した少年。同項第1号）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年。同項第2号）及び虞犯少年（同項第3号イからニまでに掲げる事由があつて、その性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年。同項第3号）とを掲げ、14歳以上で刑罰法令に触れる行為をした少年を犯罪少年とし、14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年を触法少年として、犯罪少年とは区別していることからすれば、刑事法制上は、14歳に満たない者の刑罰法令に触れる行為を犯罪行為ということとはできない。

しかし、国年法第70条が、故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、障害の原因となった事故を生じさせた者の当該障害を支給事由とする給付を制限することができる旨規定する所以は、障害を支給原因とする保険給付は、偶発的な保険事故を原因とする障害に対して行われることが当然の前提であるから、被保険者が故意に事故を発生させ又は重大な過失により事故を招来したときにまで、それにより生じた障害を給付事由とする給付をすることは、国民年金事業に要する費用を国庫が負担するほか、被保険者から一定の保険料を徴収してこれに充てている国民年金制度の利益を著しく害するとともに、モラルハザードを招くことから、これを防止することにあるというべきである。したがって、その趣旨からすれば、国年法第70条所定の犯罪行為とは、その行為の主体が刑罰法

規により処罰されると否とを問わず、国民年金制度の利益を害し、モラルハザードを招来する犯罪構成要件に該当する違法な故意行為であればそれで足りるというべきである。この観点からすれば、請求人が当時において事理弁識能力を欠いていたとの事実を認めるに足りる事情が認められない本件においては、請求人がした原動機付自転車の無免許運転は、国年法第70条にいう故意による犯罪行為であるといつて妨げない（なお、その当時において、請求人が原動機付自転車の無免許運転が違法であることを知らなかったとしても、上記判断は左右されない（刑法第38条第3項参照））。

(2) 次に、請求人の故意の犯罪行為「により」本件交通事故が生じたといえるかどうかについて検討する。国年法第70条が「故意の犯罪行為……により」、障害の原因となった事故を生じさせたといえるためには、故意の犯罪行為と事故との間に相当因果関係がある場合でなければならないというべきである。確かに、「請求人の無免許運転なかりせば、本件交通事故なからむ」ということがいえるから、請求人の無免許運転と本件交通事故との間には条件関係があるとはいえる。しかしながら、無免許運転と本件交通事故との間に相当因果関係があるといえるためには、一般通常人の社会生活上の経験に照らして、請求人が無免許運転をすれば、本件交通事故が発生することが通常であると認められる場合でなければならないと解するのが相当である。そして、一件記録を精査するも、請求人の無免許運転と本件交通事故との間に、上記の相当因果関係があると認めるに足りる事情を認めることはできない。結局、請求人が故意の犯罪行為により、本件交通事故を生じさせたとはいえないのである（なお、本件交通事故が国年法第70条所定の請求人の重大な過失により生じたものといえるか

どうかについても検討を加えておくと、本件交通事故がどのような具体的状況の下において生じたかは、一件記録を精査するも明かではない。本件交通事故が請求人の原動機付自転車運転上の過失により生じたといえるためには、当該具体的状況の下において、請求人が請求人に要求される注意義務を尽くさずすれば、本件交通事故が生じるという結果を回避することができたのに、その注意義務を尽くさなかったために、本件交通事故を生じさせたということが必要であるが、本件交通事故がどのような具体的状況の下において生じたかについては明らかでないから、請求人に要求される注意義務の具体的内容を特定できず（その注意義務が軽度で、僅かの注意を払いさえすれば結果を回避できたといえる場合に、その注意義務を怠ったと認められるときに、重大な過失があるといえることになる。）、請求人の注意義務違反の事実を具体的に特定することはできないし、本件交通事故の予見可能性及び結果回避可能性があったかどうか不明であるから、請求人に重過失があったとの事実も認めることはできない。）。

2 なお、保険者は、当初、国年法第69条に該当するとして原処分をしたので、念のために国年法第69条についても検討するが、請求人が当該傷病又は本件交通事故を生ずべきことを意図し、又はその発生すべきことを認識ないし予見し、かつ容認しながらあえてその行為をしたといった事情は、一件記録上、これを認めることは一切できない。したがって、原処分の当初の理由も、正当、相当なものとして是認することはできない。

3 本件障害の状態について判断する。

(1) 本件診断書から必要部分を摘記すれば、次のとおりである。

傷病名：中等度精神遅滞（交通事故による脳外傷）

傷病の発生日月日：昭和〇年頃（本人

の申立て)

初めて医師の診療を受けた日：昭和〇年頃（診療録で確認又は本人の申立ての記載はないが、本人の申立てによるものと解される（平成〇年〇月〇日））

傷病が治った（症状が固定した状態を含む。）かどうか：記載なし

発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容、期間等（請求人の妻の陳述による。聴取年月日 平成〇年〇月〇日）

中学2年生までは 特に知的には問題なかった 中学〇年生時、無断でバイクにのり転倒し、頭部を道路～溝でうちつけ 意識喪失が続き、意識が回復するまで約〇日を要した。b病院に〇日、c病院に約〇日入院した。その後知的低下を認めるようになり、一応中学は卒業、〇〇、夜間部は中退した。知的障害のため単純作業しかできず看板のふきつけ、清掃員などしかできなかった また会社の送り迎えもずっと父にしてもらっており、公共交通機関も使用できず、電話への対応もできない。現在 IQ = 〇精神年齢〇歳〇ヶ月（鈴木ビネー） 〇年〇月〇日 d病院にて依頼した頭部MRI では、右被殻部に出血後のCavity 左前頭葉皮質下白質に点状出血斑、左前頭葉領域の、萎縮が認められ、頭部外傷後遺症により現在の知的障害が、おこったと考えられる。

診断書作成医療機関における初診時（平成〇年〇月〇日）所見

表情は乏しく、語りは少ない。反応も鈍い 計算は1ケタの足し算引き算程度。「猿も木から落ちる」などのことわざの意も全く不明で、考えられない。

障害と関連があると考えられる発育・養育歴等

発育・養育歴：〇才時交通事故

教育歴（最終学歴）：〇〇夜間部中

退

職歴：看板のふきつけ、清掃員
治療歴：記載なし

障害の状態（平成〇年〇月〇日現症）

現在の病状又は状態像

知能障害 精神遅滞：中等度

人格変化：無関心

具体的な程度・症状

表情に乏しく 反応は鈍く 全てのことにに関して無関心。抽象的思考はできない。計算は、1ケタの足し算引き算くらい。語いの数は極端に少ない。特に、爆発性などや幻覚妄想等は認めない。判断力は遅く決断ができにくい 人格の浅薄化が認められる。

日常生活状況

家庭及び社会生活についての具体的な状況

現在の生活環境：住宅（注：在宅の誤記と認める。）、同居者（有）

一般的状況：妻 両親に依存して過している

日常生活能力の判定

適切な食事摂取…自発的にはできないが援助があればできる
身の清潔保持…自発的にはできないが援助があればできる
金銭管理と買物………できない
通院と服薬（不要）

他人との意志伝達及び対人関係…自発的にはできないが援助があればできる

身の安全保持及び危機対応…自発的にはできないが援助があればできる

日常生活能力の程度：(4) 精神障害を認め、日常生活における身のまわりのことも、多くの援助が必要である。

社会復帰施設、グループホーム、作業所等の利用状況：利用していない

在宅支援の利用状況：利用してい

ない

身体所見：後縦靭帯骨化症、不安定狭心症

臨床検査：精神年齢〇才〇ヶ月

IQ＝〇（鈴木ビネー検査）

現症時の日常生活活動能力及び労働能力：労働能力はごく単純な仕事なら可能だが、周囲のかかなりの支援が必要。日常生活においてもかなりの周囲からの援助が必要。

予後：現状が好転することは望めない。

- (2) 精神遅滞による障害であって、障害等級２級の障害基礎年金が支給される程度のものとしては、国年令別表に「精神の障害であつて、前各号と同程度（注：日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度）以上と認められる程度のもの」（１６号）が掲げられている。

そして、国民年金法上の障害の程度を認定するためのより具体的な基準として、社会保険庁により発出され、同庁の廃止後は厚生労働省の発出したものとみなされて、引き続き効力を有するものとされている「国民年金・厚生年金保険障害認定基準」（以下「認定基準」という。）が定められているが、給付の公平を期するための尺度として、当審査会もこの認定基準に依拠するのが相当であると考えたものである。

認定基準の第３章第１節第８節／精神の障害によると、精神の障害の程度は、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとし、精神遅滞で２級に該当するものの例示として「知的障害があり、日常生活における身の処置にも援助が必要なもの」が規定され、知的障害（精神遅滞）の認定にあたっては、知能指数のみに着眼することなく、日常生活のさまざまな場面における援助の必要度を勘案して総合的に判断し、身体的機能及び

精神的機能、特に知情意面の障害も考慮の上、社会的な適応性の程度によって判断するよう努めることとされている。

上記３の（１）で認定した本件障害の状態は、現在の病状又は状態像として、幻覚妄想等はなく、知能障害（精神遅滞（中等度：精神年齢〇才〇ヶ月、IQ＝〇））及び人格変化（無関心）が認められ、具体的には、表情に乏しく、反応は鈍く、全てのことに無関心で、抽象的思考はできず、計算は１桁の足し算引き算くらいで、語彙の数は極端に少なく、判断力は遅く、決断ができにくく、人格の浅薄化が認められるとされている。日常生活状況においては、妻、両親に依存して過ごし、日常生活能力の判定では、適切な食事摂取、身の清潔保持、他人との意志伝達及び対人関係並びに身の安全保持及び危機対応は、いずれも自発的にはできないが援助があればできるとされ、金銭管理と買物はできないとされ、日常生活能力の程度は（４）とされている程度であり、現症時の日常生活活動能力及び労働能力では、ごく単純な仕事なら可能だが、周囲のかかなりの支援が必要で、日常生活においてもかなりの周囲の援助が必要とされている。これらを総合的に勘案すると、このような障害の状態は、知的障害（精神遅滞）による障害で２級の一部例示として挙げられている、「知的障害があり、日常生活における身の処置にも援助が必要なもの」に該当する。

そうすると、本件障害の状態は、国年令別表に定める障害等級２級に該当する程度のものであると認めるのが相当である。

以上によれば、請求人には平成〇年〇月〇日をその受給権発生日とする障害基礎年金が支給されるべきであり、これと趣旨を異にする原処分は妥当でなく、取り消されなければならない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決す

る。